

東京都公報

発行
東京都

目次

24

規程（交）

○東京都交通局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程……………一

規程（水）

○東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……………三

○東京都水道局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程……………三

○東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………四

○東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程……………八

○東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程……………八

訓令（水）

○東京都水道局支所処務規程の一部改正……………九

告示（水）

○昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部改正……………九

○昭和四十年東京都水道局告示第九号（水道料金等の徴収又は還付に関する公示送達を掲示する掲示場の指定）の一部改正……………九

規程（下水）

○東京都下水道局規集取扱規程を廃止する規程……………一〇

○東京都下水道局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程……………一〇

○東京都下水道局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程……………一〇

○東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………二

○東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程……………四

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………四

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………五

○東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程……………五

訓令（議）

○東京都議会議員共済組合規約の一部変更……………（東京都職員共済組合）…一六

雑報

○東京都職員共済組合運営規則の一部変更……………（東京都職員共済組合）…一六

規程（交）

●交通局規程第十五号

東京都交通局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年交通局規程第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一の部三の項中「及び業務配分」を「業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力

一 リーダーシップ

職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切

別表第一 三の部三の項を次のように改める。

二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化	四 良好な職場風土の醸成
職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づくりを行っている。	超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

三 組織運営力

一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化	四 良好な
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。	個々の職員の状況に応じた働き方を尊

別表第二 一の部三の項を次のように改める。

職場風土の醸成
重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

三 組織運営力

一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化	四 良好な職場風土の醸成
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づくりを行っている。	超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

別表第二 二の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力	一 リーダーシップ
	職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。

二人材育成	三組織及びコミュニケーションの活性化	四良好な職場風土の醸成
職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。	個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条の表総務部の部施設計画課の項第二号中「及び廃止前の東京都工業用水道条例（昭和三十八年東京都条例第七十二号）に規定する工業用水道（以下「旧工業用水道」

という。）」を削り、同表給水部の部配水課の項第一号中「旧工業用水道」を「廃止前の東京都工業用水道条例（昭和三十八年東京都条例第七十二号）に規定する工業用水道（以下「旧工業用水道」という。）」に改める。

別表二浄水部の項中「工業用水道事業調整担当課長」を削る。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程

東京都水道局デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 課 分課規程第一条に規定する課、本部処務規程第二条並びに第十三条に規定す

る課、東京都水道局研修・開発センター処務規程（平成十七年東京都水道局訓令第

三号）第二条に規定する課、東京都水道局水運用センター処務規程（昭和五十四年

東京都水道局訓令第二号）第二条に規定する課、東京都水道局水質センター処務規

程（昭和四十九年東京都水道局訓令第十五号）第二条に規定する課、東京都水道局

水源管理事務所処務規程（平成二年東京都水道局訓令第七号）第二条に規定する課、

東京都水道局支所処務規程（昭和三十五年東京都水道局訓令第四号）第二条に規定

する課、東京都水道局浄水管理事務所処務規程（昭和三十九年東京都水道局訓令第

七号）第二条に規定する課、東京都水道局建設事務所処務規程（昭和三十五年東京

都水道局訓令第五号）第二条に規定する課、給水事務所、営業所、浄水場、取水管

理事務所及び貯水池管理事務所をいう。

第八条の次に次の二条を加える。

（DXアンバサダーの設置）

第八条の二 課にDXアンバサダーを置く。ただし、局長がDXアンバサダーを置く必要がないと認める課については、この限りでない。

2 DXアンバサダーは、局長が任免する。

（DXアンバサダーの職務）

第八条の三 DXアンバサダーは、局のDX推進主管課と連携し、その所属する課における次の事項を取り扱う。

一 デジタルサービスの普及啓発に関すること。

二 デジタルサービスの改善に関すること。

三 前二号に定めるもののほか、デジタルサービスの推進に関し必要なこと。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西山 智 之

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一万百二十」を「一万分の九千九百」に、「一万分の一万三千七百九十九」を「一万分の一万三千四百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万二千五百」を「一万分の二万二千」に改め、同項第三号中「一万分の二万三千」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一万四百五十七・五」を「一万分の一万十二・五」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の一万五千七百七十五」を「一万分の一万二千五百」に改め、同項第六号中

「一万分の五千五百」を「一万分の五千二百八十」に、「一万分の七千四百九十九」を「一万分の七千九百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の六千七・五」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第八号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の四千八百九十五」に改め、同項第九号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の四千九百五十」に改める。

第七条第三項中「期末規程」を「期末手当規程」に、「勤勉規程」を「勤勉手当規程」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西山 智 之

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第二百四十条（見出しを含む。）中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

第二百四十条の二中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第四号」に改める。

第二百九十七条第一項中「受領印を徴さなければならない」を「当該決算品を受領したことについて確認を受けなければならない」に改める。

別記附属様式目次中「第107号様式 発生品廃棄処分書兼決算品用途廃止処分書（第300条関係）」を「第107号様式 決算品用途廃止兼処分書（第301条関係）」に改める。

別記第百二号様式を次のように改める。

第102号様式(第296条関係)

書 渡 引 品 品 料 耗 品 材 備 算 決

請求	年	月	日
送付	年	月	日

No. 發行

[illegible]

注 帳票名は、消耗品・備品・材料のいずれかを○で囲むこと。

(日本産業規格A列4番)

別記第百二号様式を次のように改める。

第103号様式(第296条関係)

決算品所屬換書(請求)

No. 発行 請求月日

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

送付月目

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

別記第百六号様式中「注 この様式は、3枚複写式とする。」を削る
別記第百七号様式中「第300条関係」を「第301条関係」に改める。
別記第百八号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程別記第二百二号様式、第三百三十三号様式、第三百六十六号様式から第三百八十八号様式まで及び第三百十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第十三号

東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局支出事務委託に関する規程（平成二十六年東京都水道局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号。以下「政令」という。）第二十一条の十一」を「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十三条の二」に改める。

第二条第二号中「遂行するのに十分な能力を有し、かつ、当該私人による公金の保管等が安全であると認められる」を「適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有する」に改め、同条に次の一号を加える。

三 支出事務を委託する私人がその人的構成等に照らして、当該支出事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する場合

第二条の次に次の一条を加える。

（委託内容の公表）

第二条の二 局長は、支出事務を私人に委託したときは、法第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定に基づき、その旨を告示しなければならない。

第七条第二項中「政令」を「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）」に改める。

号）」に改める。

第八条第一項中「政令第二十条の十一第二項」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二の六第三項」に改める。

第十条中「政令第二十一条の十一第三項」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第八項」に、「委託した支出事務に関する帳簿、書類その他の物件」を「支出事務の状況」に、「することができる」を「しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 局長は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

第十条の次に次の一条を加える。

（報告の求め等）

第十条の二 局長は、法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二の二の規定に基づき、支出事務の委託に当たり必要があると認めるときは、その必要限度で、受託者に対し、支出事務の状況について報告を求め、職員に受託者の帳簿書類その他必要な物件の検査又は関係者への質問を行わせることができる。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十七年法律第二百九十二号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第二号中「遂行するのに十分な能力を有し、かつ、当該私人による公金の保管等が安全であると認められる」を「適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有する」に改め、同条に次の一号を加える。

三 徴収事務を委託する私人がその人的構成等に照らして、当該徴収事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する場合

第三条中「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「政令」という。）第二十六条の四第一項」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項」に改め、「し、かつ、納入者の見やすい方法で公表」を削る。

第六条第一項中「政令」を「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）」に改める。

第七条中「政令第二十六条の四第三項」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第八項」に、「委託した徴収事務に関する帳簿、書類その他の物件」を「徴収事務の状況」に、「することができ」を「しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 局長は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

第七条の次に次の一条を加える。

（報告の求め等）

第七条の二 局長は、法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二の二の規定に基づき、徴収事務の委託に当たり必要があると認めるときは、その必要な限度で、受託者に対し、徴収事務の状況について報告を求め、職員に受託者の帳簿書類その他必要な物件の検査又は関係者への質問を行わせることができる。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令（水）

●東京都水道局訓令第二号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局支所処務規程（昭和三十五年東京都水道局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西山 智 之

第十一条中「支所」の下に「（東部第二支所を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

告 示（水）

●東京都水道局告示第二号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西山 智 之

表東京都水道局千代田営業所の項所管区域の欄中「、中央区、文京区、台東区及び豊島区」を「及び中央区」に改め、東京都水道局江東営業所の項所管区域の欄中「、大田区（ただし、令和島に限る。）及び江戸川区」を「及び大田区（ただし、令和島に限る。）」に改め、東京都水道局墨田営業所の項及び東京都水道局荒川営業所の項を削り、東京都水道局杉並営業所の項所管区域の欄中「及び中野区」を削り、東京都水道局大田営業所の項所管区域の欄中「品川区（ただし、東八潮を除く。）」、「及び「世田谷区及び渋谷区」を削り、東京都水道局練馬営業所の項所管区域の欄中「板橋区及び」を削る。

●東京都水道局告示第三号

昭和四十年東京都水道局告示第九号（水道料金等の徴収又は還付に関する公示送達を

揭示する揭示場の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西 山 智 之

表中「又は多摩水道改革推進本部」を「多摩水道改革推進本部又は東京都庁」に改める。

規 程（下水）

●東京都下水道局管理規程第四号

東京都下水道局例規集取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局例規集取扱規程を廃止する規程

東京都下水道局例規集取扱規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第八号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第五号

東京都下水道局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程

東京都下水道局デジタルサービス開発・運用規程（令和五年下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一条第一項」を「第一条」に、「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第二号中「第一条第一項」を「第一条」に、「第二条第一項に規定する課、」を「第二条に規定する課、」に、「第二条第一項に規定する課を」を「第二条に

規定する課を」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「情報処理指導者」を「デジタルサービス推進指導者」に改める。

第十一条の見出し中「情報処理指導者」を「デジタルサービス推進指導者」に改め、同条第一項中「情報処理指導者は」を「デジタルサービス推進指導者は、デジタル関連施策推進担当部門と連携し」に改め、同項第一号中「情報処理システムの利用促進及び改善」を「デジタルサービスの普及啓発」に改め、同項第四号中「前三号」を「前四号」に、「電子情報処理」を「デジタルサービスの推進」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「情報処理システム」を「デジタルサービス」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 デジタルサービスの改善に関すること。

第十一条第二項中「情報処理指導者」を「デジタルサービス推進指導者」に改める。
第十二条の見出し中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改め、同条第一項中「情報処理指導者の職務」を「デジタルサービス推進指導者の職務のうち、前条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事務」に、「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改め、同条第二項中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第六号

東京都下水道局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年東京都下水道局

管理規程第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一の部三の項中「及び業務配分」を「業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力		二 人材育成	
一 リーダーシップ	職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	二 人材育成	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。
三 組織及びコミュニケーションの活性化	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づくりを行っている。	四 良好な職場風土の醸成	超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

別表第一 三の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力		二 人材育成	
一 リーダーシップ	職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	二 人材育成	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成

成を行っている。

三 組織及びコミュニケーションの活性化		四 良好な職場風土の醸成
職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。		個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第七号

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木

健

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程

第一条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四条第三項及び第四項中「東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手

当に関する規程」を「東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程」に改める。

第九条第四項第一号中「（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の下に」。以下「勤務時間規程」という。」を加える。

第十二条及び第十三条中「第一項支給対象外職員」を「期末手当第一項支給対象外職員」に、「第二項支給対象外職員」を「期末手当第二項支給対象外職員」に改める。

第十六条第三項中「会計年度任用職員勤務時間規程第三条の規定により定められた」を「会計年度任用職員が所定の」に改める。

第二十二条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第三十条とし、第二十一条の次に次の十二条を加える。

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（次条第一項に規定する者（以下「勤勉手当第一項支給対象外職員」という。）を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の第三十一条で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（次条第二項に規定する者（以下「勤勉手当第二項支給対象外職員」という。）を除く。）についても、また同様とする。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第二十三條 前条前段の勤勉手当第一項支給対象外職員については、第十三条第一項の規定を準用する。

2 前後後段の勤勉手当第二項支給対象外職員については、第十三条第二項の規定を準用する。

（勤勉手当の額）

第二十四條 勤勉手当の額は、第二条に規定する報酬の額を基礎として第三十条で定める額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、次条で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号。以下「勤勉手当規程」という。）第三条第四項第一号に掲げる職員（同号に規定する給料表（一）四級職員及び給料表（一）五級職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

（勤勉手当の支給割合）

第二十五條 勤勉手当の支給割合は、次条に規定する期間率に、第二十八条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（勤勉手当の支給割合算定に係る期間率）

第二十六條 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、勤勉手当規程第四条の二第一項の表に定める割合とする。

（勤務期間）

第二十七條 前条の勤務期間は、この規程の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

一 第十六条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号）別表の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三 会計年度任用職員勤務時間規程第二十五条の規定により介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、局長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて局長が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

五 局長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

3 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、局長が別に定める期間を除算する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二 会計年度任用職員勤務時間規程第二十七条の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（局長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

三 勤務時間規程第三十四条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（局長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、勤勉手当規程第四条の四第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で局長が別に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規程第四条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規程第四条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を局長が別に定めるところにより日に換算する。

（勤務期間等の通算）

第二十九条 次に掲げる者が、引き続いてこの規程の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、この規程の適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれこの規程の適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第二十五条から前条までの規定を適用する。

一 給与規程の適用を受けていた者

二 前号に定める者のほか、特に局長が定める者

2 この規程の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（勤勉手当基礎額の意義）

第三十条 勤勉手当基礎額については、第十八条の規定を準用する。

（勤勉手当の支給日）

第三十一条 勤勉手当の支給日については、第十九条の規定を準用する。

（勤勉手当基礎額の端数計算）

第三十二条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（勤勉手当の不支給及び一時差止め）

第三十三条 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、勤勉手当規程の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一萬百二十」を「一万分の九千九百」に、「一万分の一萬三千七百九十九」を「一万分の一萬三千四百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の二萬二千五百」を「一万分の二萬二千」に改め、同項第三号中「一万分の二萬三千」を「一万分の二萬二千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一萬四千五百十七

・五」を「一万分の一万十二・五」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の一万五千七百七十五」を「一万分の一万五千七百七十五」に改め、同項第五号中「一万分の一万五千七百七十五」を「一万分の一万五千七百七十五」に改め、同項第六号中「一万分の五千五百」を「一万分の五千二百八十」に、「一万分の七千四百九十九」を「一万分の七千九百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の六千七百七十五」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第八号中「一万分の五千七百七十五」を「一万分の四千八百九十五」に改め、同項第九号中「一万分の五千七百七十五」を「一万分の四千九百五十」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計事務規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一条第一項」を「第一条」に、「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第三号中「第一条第一項」を「第一条」に、「第二条第一項、」を「第二条、」に、「第二条第一項に」を「第二条に」に改める。

第二条の二第二項第七号中「、局長」を「、下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第三十四条の二第三項中「第百五十七條の二」を「第百五十八條」に改める。

第三十四条の三第三項中「、次の各号のいずれにも該当する場合に」を削り、「第三十三條の二」の下に「において準用する地方自治法第二百四十三條の二から第二百四十三條の二の五まで」を加え、「の事務を私人」を「に関する事務を指定公金事務取扱者（地方自治法第二百四十三條の二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同

じ。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「徴収又は収納の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「第二十六條の四第二項」の下に「において読み替えて準用する地方自治法施行令第七十三條の二第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定公金事務取扱者の要件は、地方公営企業法施行令第二十六條の四第二項において準用する地方自治法施行令第七十三條に定めるところによるほか、局長が別に定めるところによる。

第八十一条第十一項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附則

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

2 下水道局長は、地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、この規程の施行の日の前日においてこの規程による改正前の東京都下水道局会計事務規程第三十四條の三の規定により現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下「従前の公金事務」という。）を行わせている者に、当該従前の公金事務を行わせることができる。

●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一条第一項」を「第一条」に、「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第三十三條（見出しを含む。）中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

第三十四条の三中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改め、同条ただし書中「第二十一条の十四第一項第四号」を「第二十一条の十三第一項第四号」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十一号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程（昭和四十八年東京都下水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「〇・九パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附 則

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程第六条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程

東京都下水道局水洗便所助成規程（昭和四十六年東京都下水道局管理規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三十八万円」を「四十八万六千円」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第一号

東京都議会 議 会 局

東京都議会議員会局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年東京都議会議長訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都議会議長 宇田川 聡 史

別表第一 一の部三の項中「及び業務配分」を「業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力		一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化	四 良好な職場風土の醸成
		職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進捗管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づくりを行っている。	超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、

職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

別表第一 三の部三の項を次のように改める。

三 組織運 営力	一 リー ダー シ ッ プ	職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。
	二 人材育 成	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。
	三 組織及 びコミュ ニケーシ ョンの活 性化	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。
	四 良好な 職場風土 の醸成	個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

雑 報

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告する。

令和六年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

東京都職員共済組合運営規則（昭和三十七年十二月一日公告）の一部を次のように変更する。

別記様式第七号中「四」を削る。

別記様式第八号中「第21条」を「第22条」に、

「上記のとおり、療養費等の支給を請求します。」（電話番号）を

「上記のとおり、療養費等の支給を請求します。」（退職者の場合 電話番号）に

改め、「原本」とを削る。

別記様式第八号の二（表）中

年	月	日生	性別	
に				

改め、「田せの」を削る。

別記様式第九号中

田 産 の 場 所	
田 産 児 氏 名	続 柄
を	

田 産 の 場 所	
に	

改め、「田せの」及び「（※短期給付請求書等様式集）」を削る。

別記様式第十号中「原本」を「写」に改め、「及びそれぞれ（写）」及び「田せの」

「医療保険課資格係あて」や「東京都職員共済組合事務局年金保険部医療保険課資格担当あて」に

「事故報告書」：病氣(事故に起因しないもの)及び交通事故による死亡以外の場合

「事故報告書」：次のいずれかに当てはまる場合は添付してください。

第三者行為(相手方が不明の場合に限る。)による事故及び事件並びに自損事故等の場合(自殺の場合を含む。)

その他。

別記様式第十一号中「祝日」☐ 欠勤 ☐ 夏休 ☐ や「祝日」☐ 欠勤 ☐ 非番

☐ 夏休 ☐ に

3	障害共済年金	円	年	月(新規・改定)
4	障害厚生年金	円	年	月(新規・改定)
5	障害基礎年金	円	年	月(新規・改定)
6	障害一時金	円	年	月(新規・改定)
7	障害手当金	円	年	月(新規・改定)

3	老齢基礎年金	円	年	月(新規・改定)
4	障害共済年金	円	年	月(新規・改定)
5	障害厚生年金	円	年	月(新規・改定)
6	障害基礎年金	円	年	月(新規・改定)
7	障害一時金	円	年	月(新規・改定)
8	障害手当金	円	年	月(新規・改定)

氏名 氏名

電話番号 退職した場合 電話番号

別記様式第十六号中「第22条」に

性別	
男	女

「自己

の」に

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

職 名

所属所長

氏 名

印

を

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

職 名

所属所長

氏 名

担当者

電話番号

印

に

その他。

別記様式第二十一号中

☐ 出産	☐ 死産	☐ 早産	☐ 流産	年 月 日	であり、その
(妊娠 年 月 日 から、出産児数 人)				日	(該当の□に印をつけてください。)は
				であることを、証明します。	
証明者(医師又は助産師)				住所	
氏 名				氏 名	

を

別記様式第二十六号中

	性別
	男女

--

の」を記入。

「1 対象者が被扶養者の場合は、市区町村民税非課税証明書等所得の状況が確認できる書類を添付してください。」

2 入院期間を確認できる書類を添付してください。

「1 区市町村民税非課税証明書（療養月が4月から7月までの場合は前年度の区市町村民税非課税証明書、8月から（翌年）3月までの場合は当該年度の区市町村民税非課税証明書）を添付してください。減額対象者が被扶養者の場合は、組合員本人と被扶養者との両方の区市町村民税非課税証明書の添付が必要です。」

2 長期入院に該当する者（本申請書を提出した月以前において12月以内の入院日数が90日を超える者）の場合は、入院期間を確認できる書類を添付してください。

3 組合員本人が69歳以下で標準報酬月額が53万円以上又は組合員本人が70歳以上で標準報酬月額が28万円以上に該当する場合は、限度額適用・標準負担額認定証を発行することはできません。」

を記入。

別記様式第二十七号中「自宅の」を記入。「原本」や「写」を記入。

別記様式第二十八号中「雇用保険法」や「雇用保険の」は「※有の場合、雇用保険法が優先されます。」や

出産予定日及び出産に関する医師又は助産師の証明		
の出産予定日は、____年____月____日であり、その（出産・死産・早産・流産（該当箇所に○をつけてください。））は、____年____月____日（妊娠____か月、出産児数____人）であることを証明します。		
年	月	日
住 所		
姓 名	称 名	氏 名
証明者（医師又は助産師）		
氏 名		
⑩		

「自宅の電話番号（ ）を記入。

「退職者の場合電話番号（ ）を記入。「出勤簿」の記入

「（写）（産前産後の休暇を取得した期間）」を記入。

別記様式第二十三号中

	性別
	男女

--

の」を記入。

別記様式第二十五号中「自宅の」を記入。「領収書（原本）」や「領収書（写）」は「明細書（原本）」や「明細書（写）」を記入。

「※有の場合、雇用保険法が優先されます。 有の場合は雇用保険からの不支給理由 」 「3 記載内容を訂正する場合は、訂正印を押してください。 4 「再度」とは、初回請求後に、一旦復職等を経て、再び同じ子について請求 する場合をいい、「延長」とは、承認期間等を引き続き伸ばすことをいう。」 「3 「再度」とは、初回請求後に、一旦復職等を経て、再び同じ子について請求 する場合をいい、「延長」とは、承認期間等を引き続き延ばすことをいう。」 がぬ。 「雇用保険法 」 「雇用保険の 加入の有無」 「※有の場合、雇用保険 法が優先されます。」 「※有の場合、雇用保険法が優先されます。 有の場合は雇用保険からの不支給理由 」 「4 雇用保険法の適用になっていない場合は、「無」にし点を入れてください。 5 記載内容を訂正する場合は、訂正印を押してください。」 「4 雇用保険に加入している場合は「有」にし点を入れてください。「有」の場 合は、雇用保険からの不支給理由を記入してください。」 改める。 附 則 1 この変更は、令和六年四月一日から施行する。 2 この変更の施行の際、この変更による変更前の東京都職員共済組合運営規則別記様 式第七号から様式第八号の二（表）まで、様式第九号から様式第十一号まで、様式第 十六号、様式第二十一号、様式第二十三号及び様式第二十五号から様式第二十九号ま でによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ る。	
--	--

発行	東京都
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三（五三二）一一一一（代）
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 （郵送料を含む）
印刷所	勝美印刷株式会社
電話	東京都文京区白山一丁目十三番七 号 〇三（三八二）五二〇一（代）
郵便番号	113-0001